

(様式第1号)

平成29年度第1回 いじめ問題対策審議会 会議録

日 時	平成29年8月22日(火) 10:00~11:45
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 中村 豊 委 員 西井 克泰 曾我 智史 寺内 嘉一 西野 緑 学校教育部長 北尾 孝文 事務局 俵原 正仁 大石 健二
事務局	学校教育課
会議の公開	■ 一部公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 学校教育部長あいさつ
- (3) 委員紹介および事務局職員紹介
- (4) 会長選任
- (5) 説明事項
 - 1学期いじめアンケートの結果より
- (6) 協議
 - 芦屋市いじめ防止基本方針改定について
 - 1学期の事案より
 - 2学期に向けて
- (7) 連絡事項
- (8) 閉 会

2 審議経過【一部公開】

協議

- 芦屋市いじめ防止基本方針改定について

(事務局) 改定(素案)により説明

(西野委員) 全体的に「3月のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が盛り込まれていない。芦屋市いじめ防止基本方針の資-2(の関連法令)にも含まれていない。例えば、「担任が抱え込まないように」とあるが、ガイドラインでは、担任がいじめを発見した時の校内の具体的なリファー先を決めようという解釈になっている。校内委員会でなく、誰にということを明らかにしていかなければならない。また、p,6の校内研修の実施は、複数回とガイドライ

ンにはあるが、説明会で質問したところ学期に1回は実施すべきとの回答を得た。特に「発達障害」「LGBT」「外国籍」「被災児童・生徒」については子ども理解の研修を行うことが必要となっている。大まかに、研修の必要性を示すのであれば、この標記も仕方がないが、具体的なものを示す必要がないか気になる。

同じく p,6 の改定案では、SSWは、対応困難な事案に対して活用するとあるが、SCと同じように学校に配置し、早期発見、未然防止のために活用すべき。表現に違和感がある。4月の学校教育施行規則の改正ですべての学校にSSWを設置することになった。学校職員として最初から対応に当たるべきである。

次に、p,4の未然防止は「家庭背景の理解」が大切だと考える。このページの早期対応にもSC、SSWを最初から組織に入れるべきことを記述すべきである。

さらに、先ほどの提案に逆行することにもなるが、同じくp,4の家庭地域との連携は、大事だが「いじめ」に関しては、まずは学校で対応すべきだと考える。実際、初期の外部連携で、混乱するケースもある。

(曾我委員) p,8で「取組状況等を学校評価の項目に位置づけ」とあるが、具体的にどのように評価していくのか、評価項目を見ないと分からないところがある。

校内のいじめ対策委員会については、そこで実質的な意見交換が行われているのかが重要になってくる。例えば、アンケート結果をうけて、いじめにあたるのかをしっかりと議論できているのか。また、日々、担任などがキャッチした情報を集約して、委員会内でどこまで議論されているのかポイントとなる。実際、これまでこの委員会が機能していないケースも見てきた。情報集約すべき部署が必要で、そこが司令塔となって対応を進めていかなければ、再発防止にもつながらない。芦屋の学校評価の項目を把握していないが、校内いじめ対策委員会における議論を踏まえた評価項目を入れるべきである。p,9の未然防止で、ここに書き込むことではないかもしれないが、共有した情報の保存期間を5年で良いのかも議論すべきである。各学校ばらばらで、統一されていないことが問題になっている。例えば、アンケート調査も公文書のように卒業後も5年間保存するのか議論する必要がある。

p,9の早期発見、早期対応で、アンケート項目は、SCや臨床心理士などからアドバイスを受けながら考えた方が、より情報を引き出せると思う。

改定のポイント以外にも2点意見がある。

一つ目は、p,2の「ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こった時のいじめられた児童生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。」とあるが、この表現では、場合によっては、客観的に確認しなくても良いともとれる。いじめかどうかは、ふだんの学校生活の中での、生徒間の人間関係、力関係など背景にあるものが大事になってくる。いじめ調査では、関係性の把握を進めていくことになる。

二つ目は、p,10の「教育委員会が主体となり、調査を行う機関として審議会を組織とするとともに、調査の公平性・中立性を確保するように努める。」とあるが、おそらく、重大事態が起こった場合、ご遺族やご家族は納得されない。教育委員会が主体となった段階で、公平性・中立性がなくなる。公平・中立性を担保するために、審議会に独立性があると示すべきである。そのためには、「教育委員会が主体となり」の表記は不適切である。

(中村会長) 私も同感です。

(中村会長) 資-2の全体像に、関連する法律がいくつかあると思います。最悪のケースの場合は28条の調査に加えて、子どもの自殺などが起きたときの背景調査が別々に両方スタートするわけです。背景調査などに関する法律で言うと、自殺対策基本法が平成18年に設けられ、平成28年3月に改定されており、改定された主な趣旨というのが小中高生などいわゆる青少年の自殺をいかに防ぐかという、そのための施策にまで踏み込んだ改定になっています。その部分で判断は芦屋市ですが、関連する法律として自殺対策基本法を入れなくていいのか気になりました。あと、最終版は平成26年版だと思いますが、子どもの自殺が起きたときの指針が出ています。その辺りも載せておいた方がいいのではないかと思います。あと、この審議会に関する条例がありますよね。条例はいじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策審議会とありますが、要綱は載せることが可能ですか？

(事務局 俵原) 基本方針の中に載せるのでしょうか？

(中村会長) いえ、ここの全体像の中でいいです。関連するところはひと目で見えた方が分かりやすいなと思いました。

(中村委員) それから、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例の11条に審議会は、委員7人以内で構成する、特別委員を置くことができる、とあります。今5人

でやっていますので、読み方として7人以内とは審議委員会か何かでしょうか。調査に当たる時などには今の5人にプラス2人で構成できるとか、そういう考え方でしょうか。

(曾我委員) 私もここは読み方が難しいと思いました。11条の2項に特別委員という表現があるが、これはこの審議会とは別なのでしょうか。

(中村会長) 色々な読み方が出来てしまうところが問題ですね。

(中村会長) もう一つの見方は、実際審議している以外に膨大なる事務処理、記録を整理したり、議事録をまとめたりとか。それ用のスタッフが必要ですね。

(曾我委員) そうですね。例えば他市では弁護士を2人ほど置いていますね。

(中村会長) 記録を整理するための、いわゆる調査員的なものですね。

(曾我委員) 発言権などは原則としてないですね。

(中村会長) ただ、会議を分析して会議録をおこすなど、拾ってきた情報を集約して整理するなどの役割です。

(曾我委員) あと、情報を集約して発表してもらうなどの役割もあります。

(中村会長) この辺りもどうするかですね。

(曾我委員) 実際に調査が始まったら、この5人では到底手が回らないので、調査の補助をしてもらうという主旨で補助委員を追加で選任してもらう必要が出てくると思います。他市の事例では弁護士が2人だったり、補助委員として弁護士、臨床心理士などを入れて4人だったりの市もあります。委員会の委員以外に補助委員が4人です。

(中村会長) 補助委員が多かったケースもありますよね。

(曾我委員) そうですね。弁護士だけで4人、臨床心理士が2人で補助委員が計6人のケースもありました。

(事務局 北尾) 補助委員というのは12条の4項部分ですか。

(中村会長) いや、それとは別です。

(事務局 北尾) では、今のこの条例にその補助委員に当たる部分がないということですね。

(曾我委員) ないように読めますね。

(西井委員) 調査委員会は別ですか。

(中村会長) 調査委員会は公平中立に独立していて別ですね。

(西井委員) この条例中に我々の依頼を受けて調査をするといった文言がなかったでしょうか。調査委員会と話に出ている補助委員は別なのですね。調査委員会とは

別に設ける必要があるということですね。

(曾我委員) そこについては条例に書かなくても、要綱に書けばいいかなと思います。

(中村会長) 調査委員会に関しては17条にありますね。

(西井委員) 第4章が調査委員会ですね。

(中村会長) 第4章に記載されているのは再調査の方でしたかね。

(事務局 俵原) そうですね。資-2で言うと右下の部分です。

(中村会長) 重大事態が万が一起こった時に備えるということでいくつか言わせてもらいますと、p, 10の(3)については、先ほど曾我委員がおっしゃった部分の文言をもう一度確認した方がいいですし、さきほどの12条の7人以内というところの解釈ですね。

(曾我委員) 増やすとしたらスタンダードなのはプラス2人ですね。もう1人弁護士は必要だと思います。